

○江田島市行財政改革審議会条例

平成17年3月11日

条例第5号

改正 平成30年3月20日条例第12号

(設置)

第1条 本市の行財政の合理化，効率化を推進するため，江田島市行財政改革審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は，市長の諮問に応じ，次に掲げる事項について審議する。

- (1) 行政組織に関すること。
- (2) 職員定数に関すること。
- (3) 給与に関すること。
- (4) 事務事業の合理化に関すること。
- (5) 補助金，交付金に関すること。
- (6) 各種委員会の設置及び統廃合に関すること。
- (7) その他行財政の改革及び改善に関すること。

(組織)

第3条 審議会は，委員15人以内をもって組織する。

2 委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市職員
- (3) 知識経験を有する者

3 委員の任期は，2年とする。ただし，補欠により委嘱された委員の任期は，前任者の残任期間とする。ただし，再任を妨げない。

(会長)

第4条 審議会に，会長を置き，委員の互選によりこれを定める。

2 会長は，会務を総理し，委員会を代表する。

3 会長に事故あるとき，又は会長が欠けたときは，あらかじめ会

長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月20日条例第12号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。